

令和元年12月11日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 齋藤 宏
令和元年（ネ）第2797号 選挙供託金制度違憲国家賠償請求控訴事件（原審・
東京地方裁判所平成28年（ワ）第17007号）

口頭弁論終結の日 令和元年10月2日

判 決

控 訴 人

同訴訟代理人弁護士

同

同

同

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被 控 訴 人

同代表者法務大臣

同 指 定 代 理 人

同

同

宇 都 宮 健 児

鴨 田 讓

石 川 浩 一 郎

樋 川 雅 一

国

三 好 雅 子

松 本 亮 一

湯 峯 奈 々 子

小 林 広 生

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、300万円を支払え。
- 3 訴訟費用は、第1、2審を通じ、被控訴人の負担とする。
- 4 仮執行宣言

第2 事案の概要

1 本件は、控訴人が、平成26年12月14日施行の第47回衆議院議員総選挙における小選挙区選出議員の選挙に立候補しようとしたところ、公職選挙法92条1項1号が立候補のために必要と定める300万円または同額の国債証券を供託することができず、上記選挙に立候補することが許されなかったが、上記公職選挙法の規定は、憲法15条1項が保障する立候補の自由を侵害し、立候補資格について財産又は収入による差別を禁止する憲法44条ただし書並びに市民的及び政治的権利に関する国際規約25条に違反することが明らかであり、国会は、上記公職選挙法の規定を改正して供託の定めを廃止し又は少なくとも供託金の額を減額することが必要不可欠であったにもかかわらず、正当な理由なく、長期間にわたってそのような立法措置を怠ったものであるから、この立法の不作为は国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるものであると主張して、被控訴人である国に対し、同法1条1項に基づき慰謝料の支払を請求した事案である。

15 原判決が、控訴人の請求を棄却したところ、控訴人が控訴した。

2 事案の概要は、原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要」に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないと判断する。

20 その理由は、原判決を後記2のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 原判決の補正

(1) 原判決21頁18行目の「裁判所時報1715号1頁」を「集民260号139頁」に改める。

25 (2) 原判決25頁25行目末尾の次に行を改めて次のとおり加える。

「(8) なお、選挙供託金制度について定めた公選法92条の規定が、国会の

裁量の範囲に属することが明らかなものであって、憲法15条1項、14条1項、44条に違反するものではないことは、最高裁判所が平成11年判決において判示しているところである。

控訴人は、平成11年判決が、選挙供託金制度が憲法に違反しない理由を述べていないから、先例性は否定されるべきであると主張するが、独自の見解に過ぎず、採用し得ない。

また、控訴人は、平成11年判決がされた当時から、本件選挙が施行された時点である平成26年までの間に、選挙供託金制度の合理性は失われ、違憲となったと主張するが、上記「(5) 選挙供託金制度の憲法適合性についての判断基準」及び「(6) 選挙供託金制度の憲法適合性」において述べたとおりであって、採用することができない。」

(3) 原判決25頁26行目の「(8)」を「(9)」に、26頁10行目の「(9)」を「(10)」にそれぞれ改める。

3 以上のとおりであるから、控訴人の請求は理由がなく、これを棄却した原判決は相当であって、控訴人の本件控訴は理由がないからこれを棄却すべきである。

よって、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第12民事部

裁判長裁判官

近藤昌裕 

裁判官

中久保朱美 

裁判官

寺本 隆 